

自己負担額の計算

- 1 食事療養費、差額ベッド代などの、保険適用外の費用は対象外です。
- 2 1か月分(各月の1日～末日まで)で計算します。
- 3 異なる医療機関で受診した場合は、それぞれを別々に合計します。
- 4 同じ医療機関でも内科と歯科はそれぞれを別々に合計します。
- 5 同じ医療機関でも、「入院」と「外来+調剤」はそれぞれを別々に合計します。
- 6 同一世帯で2～5の手順で別々に合計した結果、自己負担額が21,000円以上になった医療機関分が、高額療養費の対象となります。
- 7 対象になった医療機関での自己負担額を合計してP15表Ⅰの自己負担限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます。

※同一県内の市町へ住所異動した月に医療にかかった場合、自己負担限度額(月額)が1/2になります(世帯の継続性が認められる場合に限る(P15の「世帯の継続性とは」参照))。

これは転居前、転居後で医療機関からの請求(レセプト)が区分されることによって、一部負担金の額が転居しない場合と比べて最大2倍となることのないよう設定されました。

70歳以上の人

70歳以上の人については、医療機関が高齢受給者証の負担割合を確認し、一医療機関ごとの窓口負担はその負担割合に応じた限度額(P17表Ⅱ参照)までとなります。「低所得Ⅰ・Ⅱ」及び「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」に該当する人は次の認定証が必要です。P7に記載のマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認により医療機関等を受診される場合は限度額適用認定証の申請は不要となります。

限度額適用認定証 *低所得Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」

医療費が高額(P17表Ⅱの自己負担限度額を超える)になりそうな場合は、事前に国民健康保険課へ「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請し、医療機関の窓口にて認定証を提示してください。

交付申請に必要なもの

- 保険証
- マイナンバーカード(P8参照)

注意1：即日交付ができない場合があります。お早めの手続きをお願いします。
注意2：申請いただいた人には、認定証の期限が切れる前に更新の案内をさせていただきます(届かない場合は国民健康保険課へお問い合わせください)。

「限度額適用認定証」の交付を受けずに医療機関にかかり、医療費(保険適用分)の自己負担額(医療機関の窓口で支払う金額)が高額になったときや、複数の医療機関にかかった場合などは、あとから申請して高額療養費の支給を受けることになります(P19参照)。

70歳以上74歳以下の人が医療機関にかかった場合の自己負担限度額(表Ⅱ)

区分(※1)	割合	外来(個人単位)の限度額(月額)	入院があった場合(個人単位)の限度額(月額)または、世帯単位の限度額(月額)
現役並み所得者Ⅲ(※2)	3割	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1% <多数該当:140,100円>(※7)	
現役並み所得者Ⅱ(※3)		167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1% <多数該当:93,000円>(※7)	
現役並み所得者Ⅰ(※4)		80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1% <多数該当:44,400円>(※7)	
一般	2割	18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 [44,400円](※7)
低所得Ⅱ(※5)		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ(※6)		8,000円	15,000円

※1 世帯の負担区分は前年中(1月～7月受診分は前々年中)の所得に基づいています。毎年8月から更新され、翌年7月までは同一区分となります(所得の更正、世帯の変更があれば見直しになります)。

※2 同一世帯に、「住民税課税標準額が690万円以上の70歳以上の国保加入者」がいる(本人含む)世帯の人をいいます。

※3 同一世帯に、「住民税課税標準額が380万円以上690万円未満の70歳以上の国保加入者」がいる(本人含む)世帯の人をいいます。
ただし、住民税課税標準額が145万円以上でも、区分は「一般」になる場合があります(P9「※1 70歳以上74歳以下の人の一部負担金割合判定方法」参照)。

※4 同一世帯に、「住民税課税標準額が145万円以上380万円未満の70歳以上の国保加入者」がいる(本人含む)世帯の人をいいます。
ただし、住民税課税標準額が145万円以上でも、区分は「一般」になる場合があります(P9「※1 70歳以上74歳以下の人の一部負担金割合判定方法」参照)。

※5 同一世帯の世帯主(擬制世帯主を含む)とすべての国保加入者が住民税非課税の世帯に属する人。また、世帯主(擬制世帯主を含む)及び(当該年度の4月1日時点で)19歳以上の国保加入者全員の所得の申告がないと、「一般」とみなされます。
このような場合でも申告をすることによって所得に応じた区分となります。
※6についても同様。

※6 同一世帯の世帯主(擬制世帯主を含む)とすべての国保加入者が住民税非課税でその世帯の各所得(①公的年金等控除額は80万円として計算②給与所得の場合は[給与収入-給与所得控除-10万円]として計算)が0円になる世帯に属する人。

※7 P15※4参照